# 幼児教育・保育の無償化について

問い合わせ　子育て推進課　☎229-3167　FAX229-3451　教委学校教育課　☎229-3391　FAX229-3257

３～５歳の子どもと住民税非課税世帯の０～２歳の子どもを対象に、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が無償になります。利用する施設により必要な手続きや無償となる金額が異なりますので以下をご確認ください。

市ホームページ

## 利用料をフローチャートで確認

子どもの年齢は？
(施設等を利用する年度の４月１日時点)

- ０～２歳
  - あなたの世帯は住民税非課税？
    - はい → 子どもが利用する施設等は？
      - 保育所・認定こども園※1 → 利用料は無料…①
      - 認可外保育施設等※2 → 利用料が月額４万2,000円まで無償(保育の必要性の認定を受けている場合)…②
    - いいえ → ３歳児クラスから無償化の対象
- ３～５歳
  - 子どもが利用する施設等は？
    - 幼稚園 → 子ども・子育て支援新制度に移行済みの幼稚園？
      - 移行済みの幼稚園※3 → 利用料は無料…①
      - 移行していない幼稚園※4 → 利用料が月額２万5,700円まで無償(三重大学教育学部附属幼稚園は月額8,700円まで)…③
    - 保育所・認定こども園※1 → 利用料は無料…①
    - 認可外保育施設等※2 → 利用料が月額３万7,000円まで無償(保育の必要性の認定を受けている場合)…②
  - 幼稚園・認定こども園(１号)は３歳になった日から無償化の対象

幼稚園・認定こども園(１号認定)の預かり保育は…

利用料に加え、月額１万1,300円を上限として450円×利用日数まで無償※5(保育の必要性の認定を受けている場合)…②

※１　地域型保育、企業主導型保育(標準的な利用料)も対象

※２　認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみの利用は除く)が対象。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等施設を指す。

※３　津市立幼稚園、高田幼稚園、ふたば幼稚園、聖ヤコブ幼稚園

※４　大川幼稚園、津西幼稚園、のべの幼稚園、三重大学教育学部附属幼稚園(津市外にある施設については、各市町村にお問い合わせください)

※５　満３歳の子どもについては、住民税非課税世帯であることも条件になります。その場合、月額１万6,300円を上限として450円×利用日数まで無償

- 通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第３子以降の子どもについては、副食(おかず・おやつ等)費が免除されます(認可外保育施設等は除く)。利用する施設によって年収360万円未満相当世帯の捉え方と、第３子の数え方が異なります。
- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、３～５歳の利用料が無償化の対象になります。